

平成14年度 外資系企業動向調査票記入要領

平成14年10月
経済産業省

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和42年度から毎年継続的に実施しています。

2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計報告調整法第4条第1項に基づく承認を受けて、経済産業省が実施するものです。また、この調査により申告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって、統計目的以外の徴税事務などに使用されることはありません（統計法第14条）。

3. 調査の対象

この調査は、平成14年3月末現在、「外国為替及び外国貿易法」に基づき経済産業省等に対内直接投資の届出又は事後報告のあった企業で、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業を対象とします。

4. 調査方法

この調査は、調査対象企業に調査書類を配布し、各企業において記入のうえ、返送していただく書面調査です。なお、必要に応じて経済産業省企業統計室から電話等による照会をさせていただきます。

5. 調査票の提出期日

この調査票は、平成14年11月15日（金）までに必ず到着するよう提出してください。

6. 調査票の送り先及び問い合わせ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部 企業統計室
(電話) 03-3501-1511(代) 内線 2901~2909
03-3501-1831 (直)
Fax 03-3580-6320

7. 調査結果の公表

この調査は、上記1の目的に使うため、業種ごと、項目ごと、あるいは全体として集計し、調査統計部企業統計室及び貿易経済協力局貿易振興課により分析、公表する予定です。

II 一般事項

1. 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、平成14年3月31日現在で、年度間実績は平成13年度（2001年度）について記入してください。

- (1) 1年決算の場合：平成14年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成13年度末（2001年度末）としてください。
- (2) 半年決算の場合：平成14年3月31日又はそれ以前で最も近い決算期日を平成13年度末とし、年度間実績については、当該期及び前期を合計（上・下半期の合計）して記入してください。
- (3) 決算期の変更等により年度間実績を記入できない場合は、適宜、貴社の区分に従って記入してください。なお、備考欄にその旨を明記してください。

2. 業種分類

この調査の業種分類は、別表I「業種分類表」に従って記入してください。

3. 国分類

この調査の国分類（国とあるのは地域を含む場合がある。）は、別表II「国分類表」に従って記入してください。

4. 地域分類

この調査の地域分類（日本国内）は、別表III「地域分類表」に従って記入してください。

5. 金額

金額はすべて円建表示とし、百万円単位で記入してください。

6. 数字

- (1) 各欄の数字は単位未満を四捨五入して記入してください。なお、マイナスの場合には△を頭書してください。

例

△	9	9	9
---	---	---	---

- (2) 各欄の数字は、右詰めで1マスに1字記入してください。

- (3) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には概算によっても結構です。

7. 用語

用語については、原則として「商法」に基づく旧「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」（平成14年4月1日以降は「商法施行規則」）、「外国為替及び外国貿易法」及び同法政省令に従ってください。

8. その他

貴社が操業（営業）中で未回答の事項がある場合は、今後の調査の参考とするため、その理由を調査票の備考欄に明記してください。

III 個別事項

（記入者の氏名・電話番号）

記入された担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

なお、電話番号は、プレプリントされている番号と同じ場合は記入の必要はありません。

（プレプリント）

調査票の「1. 企業の概要」「2. 出資の状況等」については、プレプリント（今までご報告のあった情報に基づき作成）されています。プレプリントの内容に訂正箇所がある場合は、該当欄に正しい事項を記入してください。また、プレプリントされていない場合には、調査票上の1、2の各欄へも必ず記入してください。

1. 企業の概要（以下の(1)~(7)は、プレプリントと同様な場合は記入の必要はありません。）

(1) 企業の名称

- ① 商号又はその他営業上用いている正式の名称を記入してください。
- ② フリガナは、カタカナで記入してください。また、記入に際しては、左詰めで、記入してください。「株式会社」は「(カブ)」、「有限会社」は「(ユウ)」等と記入してください。

(2) 所在地

定款に記載の本社又は本店の所在地を記入してください。ただし、実際に調査票に記入いただく部署の所在地が本社又は本店の所在地と異なる場合は、(3)の実際に調査票を記入いただいた部署の住所を記入してください。

(3) 担当部課名、電話番号

調査票を記入いただいた部署名及び電話番号を記入してください。

(4) 業種分類

業種分類は、別表I「業種分類表」を参照の上、該当コードを記入してください。また、2業種

以上兼業している場合は主業種（売上高の最も大きい業種）の該当する番号を記入してください。

(5) 設立・外資参入年度及び決算月

- ① 設立・外資参入年度には、設立年度又は外資参入年度を西暦で記入してください。
- ② 決算月は、貴社の決算期区分により次の原則に従って記入してください。
 - a. 1年決算の場合：平成13年4月1日以降平成14年3月31日までに到来した決算月を記入してください。
 - b. 半年決算の場合：平成13年10月1日以降平成14年3月31日までに到来した決算月を記入してください。

(6) 資本金又は出資金

平成14年3月末日現在の払込済資本金又は出資金の額を記入してください。

(7) 外資比率、消費税の取扱

- ① 外資比率には、貴社の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで記入してください。
- ② 調査項目に関わる消費税の経理処理について、税込みの場合は1.を、税抜きの場合は2.を○で囲んでください。

2. 出資の状況等（(1)～(4)は、プレプリントと同様な場合は記入の必要はありません。）

- (1) 外国側筆頭出資者名、日本側筆頭出資者名はカタカナ又はアルファベットで記入してください。
- (2) 国籍欄には、別表Ⅱ国分類表（国とあるのは地域を含む場合がある。）を参照の上、該当する番号を記入してください。
- (3) 業種欄には、別表Ⅰ業種分類表を参照の上、該当する番号を記入してください。なお、2業種以上兼業している場合は主業種（売上高の最も大きい業種）の該当する番号を記入してください。
- (4) 出資比率には、貴社の発行済株式総数（又は出資金総額）に占める出資順位第1位の外国側及び日本側出資者による所有株式数（若しくは出資金額）の割合を、小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）までそれぞれ記入してください。

3. 操業状況

3-1. 操業状況

調査票内の1～8の該当する番号に○印をつけてください。なお、「4資産状況」以降の項目の記入については、以下の(1)～(8)に従ってください。

- (1) 「1. 操業(営業)中」に○印の場合は、すべての項目についてお答えください。
- (2) 「2. 未設立・未操業」に○印の場合
未設立とは、「外国為替及び外国貿易法」による届出又は事後報告をした後、未だ設立されていない場合をいい、未操業とは、設立後まだ操業していない場合を指します。設立が予定されている企業にあつては記入可能な調査項目に予定事項を記入してください。
- (3) 「3. 休眠中」に○印の場合
休眠中とは、休業中の場合をいい、「4資産状況」以降の項目については、記入の必要はありません。
- (4) 「4. 解散」に○印の場合
解散とは、会社が清算、倒産、吸収合併等によって解散した場合をいい、「4資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。
- (5) 「5. 外資比率の低下」に○印の場合
外資比率の低下とは、外国投資家（複数の場合はその合計）の出資比率が3分の1以下になった企業の場合をいい、「4資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。
- (6) 「6. 撤退」に○印の場合

撤退とは、既に外国投資家が撤退した企業の場合をいい、「4資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。

(7) 「7. 設立後初決算前」に○印の場合

設立後初決算前とは、設立後又は外資導入後最初の決算期末が到来していない場合をいい、「4資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。

(8) 「8. 調査対象外業種」に○印の場合

調査対象外業種とは、貴社の業種が「金融・保険業、不動産業」に該当する場合をいい、「4資産状況」以降の項目については記入の必要はありません。

3-2. 外国投資家の株式又は持ち分が3分の1を超えた事由

調査票内1. から4. の該当する番号に○印をつけてください。

- (1) 「1. 新規設立」とは、企業を設立した時点で、外国投資家の株式又は持ち分が3分の1を既に超えていた場合をいいます。
- (2) 「2. 買収(増資を含む。)による資本参入」とは、企業を設立した時点においては、外国投資家の株式又は持ち分が3分の1以下であったが、その後外国投資家による全株式又は持ち分の買い取り、若しくは増資によって3分の1を超えた場合をいいます。
- (3) 「3. 合併」とは、企業を設立した時点においては、外国投資家の株式又は持ち分が3分の1以下であったが、その後、他の外資系企業と合併したことにより合併後の企業における外国投資家の株式又は持ち分が3分の1を超えた場合をいいます。
- (4) 「4. その他」とは、企業を設立した時点においては、外国投資家の株式又は持ち分が3分の1以下であったが、その後上記以外の理由により外国投資家の株式又は持ち分が3分の1を超えた場合をいいます。

以下、「4. 資産状況」～「8. 研究開発費」項目については、「平成14年経済産業省企業活動基本調査」（別表Ⅳに属する事業所を有し、従業者50人以上、かつ、資本金又は出資金3千万円以上の企業を対象として別途調査中）に貴社が回答されている場合については、記入の必要はありません。

4. 資産・資本状況

(1) 資産合計

流動資産（現預金、売掛金、受取手形、有価証券等）、固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資等）、繰延資産の合計を記入してください。

(2) うち、固定資産

(1)のうち、有形固定資産（土地、建物、機械等）、無形固定資産（電話加入権、特許権等）、投資等（投資有価証券、子会社株式等）の合計を記入してください。

(3) うち、土地関係

(2)のうち、所有している土地について合計額を記入してください。

(4) うち、建物関係（入居保証金を含む）

(2)のうち、所有している建物（事務所、店舗、工場、倉庫、社宅、及び建物付属設備としての設備）について入居保証金を含めて記入してください。

(5) 資本合計

資本金又は出資金と、法定準備金、剰余金（欠損金）、新株式払込金等の合計額を記入してください。

5. 設備投資の状況

(1) 平成13年度設備投資実績

平成13年度に支払った（若しくは取得した）すべての設備投資実績（経理上資本的支出として処理したものを含む。）について記入してください。

＜算式：「設備投資額」＝（当該年度有形固定資産残高－前年度有形固定資産残高）
＋当該年度減価償却実施額＋当該年度資産除却額＞

(2) うち、外国側出資者引受額

(1)のうち、外国側出資者引受、又は、出資者からの借入のうち外国側出資者からの借入等の合計額を記入してください。

6. 損益状況

(1) 売上高

自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額、仕入商品売上高、その他の事業収入の合計を記入してください。

なお、代理商・仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく、手数料収入額をいいます。

また、保税地域からの売上も含めて記入してください。

(2) うち、輸出高

自社名義で通関手続を行って直接輸出した金額を記入してください。

(3) うち、外国側出資者への販売高

(2)のうち、外国側出資者への販売高（直接輸出）の合計額を記入してください。

(4) 売上高14年度実績見込み

平成14年度の売上高の見込額を記入してください。なお、見込額を算出していない場合は概数でも結構ですので記入してください。

(5) 仕入高

原材料、部品、半製品等の仕入高や他の企業からの商品仕入高を記入してください。

(6) うち、輸入高

自社名義で通関手続を行って直接輸入した金額を記入してください。

(7) うち、外国側出資者からの仕入高

(6)のうち、外国側出資者からの仕入高（直接輸入）の合計額を記入ください。

(8) 売上原価

売上高に対応する製造原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高など、貴社全体の原価を記入してください。

(9) 販売費・一般管理費

販売業務、一般管理業務に関して発生する費用のことで、営業や企業全般に及ぶ管理業務に要した給料、旅費、広告宣伝費、情報処理費、通信費、不動産賃借料、動産賃借料などの費用の合計を記入してください。

(10) 給与総額

平成13年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、賞与等で定期的、臨時的に支払われたもの）の総額を、税込み金額（所得税、地方税、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料等を差し引く前の額）で記入してください。

ただし、会社負担の法定福利厚生費（社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料）は給与に含まれません。

(11) 荷造運搬費

鉱産品、製造品、商品の梱包のための荷造材料費、荷造費又は輸送のための運送料等の費用をいいます。記入にあたっては、当該業務の委託費用を含めて記入してください。

(12) 賃借料

土地、建物などの「不動産賃借料」と鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械

等の「動産賃借料」の合計金額を記入してください。

(13) 減価償却額

平成13年度1年間に有形固定資産額の減価償却として計上された額を記入してください。

(14) 経常利益（△損失）

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。損失の場合は数字の前に△印を付してください。（例：△999）

また、経常損益は次式により算出しても差し支えありません。

経常損益＝（売上高－売上原価－販売費・一般管理費）＋（営業外収益－営業外費用）

(15) 税引後当期利益（△損失）

税引後純利益（経常損益から特別損益、税金を差し引いた金額）を記入してください。損失の場合は、数字の前に△印を付してください。

なお、上記(10)～(13)については、売上原価に属する経費と、販売費及び一般管理費に属する経費の合計額を記入してください。

7. 輸出入状況（地域別内訳）

(1) 地域別輸出割合は、上記の「6.(2)うち、輸出高」を100%として、その地域別内訳を割合で記入してください。

(2) 同様に、地域別輸入割合は、「6.(6)うち、輸入高」を100%として、その地域別内訳を割合で記入してください。

8. 研究開発費

試験研究のための人件費、物件費に、研究関係有形固定資産の減価償却額、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

9. 資金調達状況（平成13年度末残高）

借入金総額

金融機関その他から自己資金の不足を補うために借入れによって調達した資金の総額を記入してください。

(1) 借入形態別借入金内訳

① 短期借入金

借入金総額のうち、返済までの期間が、1年以内（長期借入金で返済期間が1年以内となったものを含む）のものを記入してください。

② 債務保証による借入金

借入金総額のうち、債務保証付きの借入の金額を記入してください。

10. 利益処分状況

(1) 役員賞与

利益処分として役員に対して支払われた賞与の額を記入してください。

(2) 配当金

利益処分として株主に対して支払われた配当の額（株式配当及び現金配当）を記入してください。

(3) 当期内部留保額

利益処分後、本年度積み立てた内部留保額を記入してください。

当期内部留保額＝税引後当期損益－役員賞与－配当金

(4) 13年度末内部留保残高

平成13年度の期末時点において内部留保残高につき、次式による算出された金額を記入してくだ

さい。なお、欠損（マイナス）の場合は頭部に「△」をつけてください(例：△999)。

平成13年度末内部留保残高＝資本合計－資本金－資本準備金

(注) 平成13年度の期末時点において「新株式払込金」がある場合には、資本金及び資本準備金と同様に資本合計より控除して算出してください。

1 1. 外国側出資者への支払状況

(1) 配当金

外国側出資者への配当金を貴社の支払いベースの金額で記入してください。

(2) 借入金利息

外国側出資者から借り入れた借入金の利息を、貴社の支払いベースの金額で記入してください。

(3) ロイヤルティ

外国側出資者が貴社に提供した特許権、著作権などの知的所有権等に対する対価を、貴社の支払いベースの金額で記入してください。

1 2. 雇用等の状況（平成14年3月末現在）

平成14年3月末現在の常時従業者の人数を①～⑥の別にそれぞれ記入してください。

「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成13年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上雇用したもの）をいいます。（貴社で主として給与を支払っている出向者も含まれます。）

(注) 下記の①+③が、貴社の役員及び従業者総数に一致するように記入してください。

- ① 常勤役員：経営・管理に携わっている有給の常勤役員数を記入してください。
- ② ①のうち、外国側から派遣されている常勤役員数を記入してください。
- ③ 従業員：常時雇用者の総数を記入してください。
- ④ ③のうち、外国側から派遣されている従業員数を記入してください。
- ⑤ ③のうち従業員中の管理職（特定部門の長として部下を通して職務を遂行する人（マネージャー））数を記入してください。
- ⑥ ⑤のうち、外国側から派遣されている管理職数を記入してください。

なお、外国側からの派遣者とは、外国親企業から出向又は派遣されている、常勤役員、管理職、従業員及び派遣社員（技術指導等のため、臨時に派遣されている社員等）をいいます。

1 3. 研究員・研究所の状況（平成14年3月末現在）

13-1. 研究員数

平成14年3月末現在の研究員の人数を記入してください。研究員とは、自然科学、社会科学に関する基礎的・理論的研究、試験等の専門的、科学的なものに従事する者をいいます。

13-2. 研究所の状況

2000年度から2001年度（平成12年度から平成13年度）の2年間に新たに設立された研究所を有する企業のみ西暦で記入してください。

なお、2001年度に貴社の株式又は持ち分に占める外国投資家の割合が、3分の1を超えた場合は、2001年度に新たに設立された研究所のみ記入してください。

(1) 研究所設立年度

研究所の設立年度を西暦で記入してください。

(2) 研究所所在地

研究所所在地は別表Ⅲ「地域分類表」を参照の上、該当都道府県コードを記入してください。

(3) 機能

研究所の機能について選択肢の中から該当するものを1つ選んで番号を記入してください。

記入要領 別表Ⅰ 業種分類表

業 種 名	番 号	業 種 名	番 号	業 種 名	番 号
農林水産業	0100	非鉄金属製造業		情報通信業	
鉱業	0500	アルミニウム精錬圧延	2710	情報サービス業	3910
建設業	0900	その他	2790	市場調査業	3920
製造業		金属製品製造業		その他の情報通信業	3990
食料品等製造業		ブリキ缶・その他めっき板	2810	運輸業	4000
農畜水産食料品製造業	1210	製品		卸売・小売業	
飲料製造業	1220	その他	2890	卸売業	
その他食料品等製造業	1290	一般機械器具製造業		各種商品卸売業	5100
繊維工業	1400	農業用機械製造業	2920	繊維・衣服等卸売業	5110
衣服・その他の繊維製品製造業	1500	建設機械・鉱山機械製造業	2930	飲食料品卸売業	5120
業		金属加工機械製造業	2940	石油卸売業	5130
木材・木製品製造業（家具を除く）	1600	繊維機械製造業	2950	機械器具卸売業	5140
家具・装備品製造業	1700	公害防止・環境保全機械製造業	2960	その他の卸売業	5190
パルプ・紙・紙加工品製造業		一般産業用機械	2970	代理商・仲立業	5160
紙製造業	1820	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2980	小売業	
その他	1890	その他	2990	各種商品小売業	5510
印刷・同関連業	1900	電気機械器具製造業		織物・衣服・身の回り品	5520
化学工業（医薬品を除く）		民生用電気機械器具製造業	3020	小売業	
化学肥料製造業	2010	電子応用装置製造業	3060	飲食料品小売業	5530
石油化学系基礎製品製造業	2030	その他	3090	自動車・自転車小売業	5540
化学繊維製造業	2040	輸送用機械器具製造業		家具・建具・じゅう器小売業	5550
石けん・合成洗剤製造業	2050	自動車・同附属品製造業	3110	機械器具小売業	5560
化粧品調整品製造業	2070	航空機・同附属品製造業	3150	その他の小売業	5590
その他	2080	その他	3190	金融・保険業	6200
医薬品製造業	2090	精密機械器具製造業		不動産業	7000
石油製品・石炭製品製造業		計量器・分析機器等	3210	飲食店、宿泊業	6000
石油精製業	2110	医療用機械器具・医療用品製造業	3230	教育・学習支援業	8000
その他	2190	光学機械器具・レンズ製造業	3250	サービス業（他に分類されないもの）	
プラスチック製品製造業	2200	時計・同部分品製造業	3270	専門サービス業（法律・会計・特許事務所、経営コンサルティング等）	7100
ゴム製品製造業		その他	3290	生活関連サービス業	7200
タイヤ・チューブ製造業	2310	武器製造業	3300	娯楽業	7500
ゴムベルト・ゴムホース	2320	その他の製造業		事業サービス業	
工業用ゴム製品製造業	2330	楽器・レコード製造業	3420	物品賃貸業	7900
その他	2390	がん具・運動用具製造業	3430	広告業	8300
なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	装身具・装飾品等製造業	3450	その他の事業サービス業	8600
業		その他	3490	持株会社	8700
窯業・土石製品製造業		電気・ガス・熱供給・水道業	3500	その他	9900
工業用品	2510				
民生用品	2520				
鉄鋼業	2600				

記入要領 別表Ⅱ 国分類表

国名	番号	国名	番号	国名	番号
〈北 米〉		ラオス	312	ポーランド	526
アメリカ	101	香港	313	ロシア	527
カナダ	102	台湾	314	その他のヨーロッパ	500
		ヴェトナム	315		
〈中 南 米〉		大韓民国	316	〈オセアニア〉	
メキシコ	201	ネパール	317	バヌアツ	601
パナマ	202	ブルネイ	318	オーストラリア	602
エル・サルヴァドル	203	中華人民共和国	319	フィジー	603
ブラジル	204	その他のアジア	300	ニュージーランド	604
アルゼンティン	205			英領ソロモン諸島	605
パラグアイ	206	〈中 東〉		ニューカレドニア	606
チリ	207	イラン	401	パプア・ニューギニア	607
ペルー	208	イスラエル	402	西サモア	608
ドミニカ共和国	209	クウェイト	403	その他のオセアニア	600
ヴェネズエラ	210	レバノン	404		
ボリヴィア	211	サウディアラビア	405	〈アフリカ〉	
バハマ連邦	212	アラブ首長国連邦	406	エジプト	701
コロンビア	213	アフガニスタン	407	モロッコ	702
グアテマラ	214	パハレーン	408	ジンバブエ	703
エクアドル	215	カタール	409	リベリア	705
蘭領アンティール諸島	216	シリア	410	タンザニア	706
ニカラグア	217	イラク	411	スーダン	707
コスタ・リカ	218	その他の中東	400	ナイジェリア	708
トリニダッド・トバゴ	219			象牙海岸共和国	709
バーミューダ	220	〈ヨーロッパ〉		マダガスカル	710
プエルトリコ	221	イギリス	501	ケニア	711
仏領西インド諸島	223	フランス	502	エチオピア	712
ホンデュラス	224	ドイツ	503	ザンビア	713
スリナム	225	ベルギー	504	ウガンダ	714
ジャマイカ	226	アイルランド	505	ガーナ	715
ガイアナ	227	スイス	506	カメルーン	716
ケイマン諸島	228	ポルトガル	507	ザイール	717
ウルグアイ	229	オランダ	509	モーリシャス	718
その他の中南米	200	イタリア	510	カナリー諸島	719
		ルクセンブルク	511	ルワンダ	720
〈ア ジ ア〉		スペイン	512	ガボン	721
日本	100	ギリシャ	513	シェラ・レオーネ	722
インド	301	マルタ	514	ガンビア	723
パキスタン	302	オーストリア	515	モーリタニア	724
バングラディシュ	303	ノールウェイ	516	セネガル	725
スリランカ	304	デンマーク	518	スワジランド	726
ミャンマー	305	アイスランド	519	リビア	727
マレーシア	306	スエーデン	520	ギニア	728
シンガポール	307	トルコ	521	ニジェール	729
タイ	308	ルーマニア	522	チュニジア	730
インドネシア	309	フィンランド	523	その他のアフリカ	700
マカオ	310	モナコ	524		
フィリピン	311	サイプラス	525		

記入要領 別表Ⅲ 地域分類表

地域名	番号	地域名	番号	地域名	番号
〈北海道〉	01	〈中 部〉	54	〈四 国〉	57
北海道	01	愛知県	23	徳島県	36
		岐阜県	21	香川県	37
〈東 北〉	52	三重県	24	愛媛県	38
青森県	02	石川県	17	高知県	39
岩手県	03	富山県	16		
宮城県	04			〈九 州〉	58
秋田県	05	〈近 畿〉	55	福岡県	40
山形県	06	福井県	18	佐賀県	41
福島県	07	滋賀県	25	長崎県	42
		京都府	26	熊本県	43
〈関 東〉	53	奈良県	29	大分県	44
茨城県	08	大阪府	27	宮崎県	45
栃木県	09	兵庫県	28	鹿児島県	46
群馬県	10	和歌山県	30		
埼玉県	11			〈沖 縄〉	47
千葉県	12	〈中 国〉	56	沖縄県	47
東京都	13	鳥取県	31		
神奈川県	14	島根県	32		
新潟県	15	岡山県	33		
長野県	20	広島県	34		
山梨県	19	山口県	35		
静岡県	22				

注. 国とあるのは、地域を含む場合がある。

記入要領 別表Ⅳ 経済産業省企業活動基本調査対象業種

鉱業	・天然に生ずる鉱物を掘採、採石及びこれらの選鉱、その他の品位向上処理を行う。 探鉱、鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業の請負を含む。
製造業	・主として新製品の製造加工を行い、これを卸売する。 ・船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う。
電気・ガス・熱供給・水道業	
電気業	・一般の需要に応じ電気を供給する、又はこれに電気を供給する。自家発電も含まれる。
ガス業	・一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する。
情報通信業	
ソフトウェア業	・電子計算機のプログラム（パッケージプログラムを含む）作成及びその作成に関して調査、分析、助言などを行う。
情報処理・提供サービス業	・電子計算機などを用いて委託された計算サービス、データエントリサービスなどを行う。 ・各種データを収集、加工、蓄積し、情報として提供する。
インターネット附随サービス業	・インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する次の事業を行う。サーバーハウジング業、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業、ポータルサイト運営業
映画・ビデオ制作業	・主として映画の制作、又は制作及び配給の両者を行う並びに記録物、創作物などのビデオ制作を行う。
テレビ番組制作業	・主としてテレビ番組の制作を行う。
新聞業	・主として新聞の発行を行う（主として新聞の印刷を行う事業所は印刷業に分類される）。
出版業	・主として書籍、教科書、辞典、パンフレット、雑誌、定期刊行物などの出版を行う（主として書籍等の印刷を行う場合は印刷業に分類される）。
卸売・小売業	
卸売業	・小売業又は他の卸売業に商品を販売する。 ・製造業、建設業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売する。 ・主として業務用に使用される商品を販売する。 ・他の企業のために商品の売上の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売上のあっせんをするもの。 ・製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請け工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの） ・製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所
小売業	・個人用又は家庭用消費のために商品を販売する。 ・産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する ・製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業。 ・ガソリンスタンド
金融・保険業	
クレジットカード業、賦金融業	・チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う。 ・主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う。

飲食店、宿泊業	
一般飲食店	・その場で主として料理又はその他の食品を飲食をさせる及び主としてアルコールを含まない飲料を飲食させる。
教育・学習支援業	
外国語会話教室	・主として外国語会話を教授する。
フィットネスクラブ	・室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導員を配置して、会員にスポーツ、体力向上方法などを教授する。
カルチャー教室（総合的なもの）	・教養、技能、技術などを教授する。
サービス業	
エンジニアリング業	・顧客の要請に応じ、プラント又は機械設備システム等を完成させることに関連し、必要となる事前コンサルティング、設計、建設、据え付け、試運転、操業、保全等の一連の業務のすべて、又はいくつかの組合せを請け負い、総合的に管理して自ら若しくは、外部の事業者を活用して行う事業。
葬儀業	・冠婚葬祭互助会を除く。
結婚式場業	・冠婚葬祭互助会を除く。
写真現像・焼付業	・主としてフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う。DPE取次業を含む。
ゴルフ場	・ゴルフ競技を行うための施設を提供する。
遊園地	・各種遊戯施設により、娯楽を提供する。
テーマパーク	・文化、歴史、科学などに関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する。
機械修理業	・一般機械の修理、建設機械、鉱山機械の整備修理を行う。
電気機械器具修理業	・電気機械器具の修理を行う。
物品賃貸業（レンタル業を除く。）	
各種物品賃貸業	・産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸するうち、賃貸するものが他の小分類3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する（レンタル業を除く）。
産業用機械器具賃貸業	・産業用機械器具、建設機械器具を賃貸する（レンタル業を除く）。
事務用機械器具賃貸業	・事務用機械器具、電子計算機・同関連機器を賃貸する（レンタル業を除く）。
自動車賃貸業	・自動車を賃貸する（レンタル業を除く）。
スポーツ・娯楽用品賃貸業	・スポーツ用品・娯楽用品を賃貸する（レンタル業を除く）。
その他の物品賃貸業	・映画演劇用品、音楽・映像記録物などを賃貸する（レンタル業を除く）。
広告代理業	・主として新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告することを業とする。広告文案の作成、商業美術などの業務を行うが、広告媒体に広告しない場合（広告制作業）は該当しない。